

2024年4月

各位

公益財団法人 建設業適正取引推進機構
理事長 長谷川 新

建設業取引適正化センター業務の継続実施のお知らせ
及び周知・協力依頼について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構は、昨年度に引き続き国土交通省から委託を受けて、建設工事の請負契約をめぐる元請・下請間等のトラブルの相談窓口として「建設業取引適正化センター」を下記のとおり設置することといたしました。

建設業取引適正化センター業務は、建設業の取引適正化の推進に寄与することを目的として、元請・下請間等の建設工事の請負契約に関するトラブル等の相談について、相談者へ紛争解決やトラブル防止に向けた助言を行うとともに、建設業法の説明や関係法令の所管部局である行政機関の紹介、建設工事紛争審査会等の紛争処理機関の紹介を行うなどにより、トラブル等の早期解決のための支援をいたします。

この事業は、多くの建設企業の方々に周知されることが必要ですので、建設企業との関わりの深い機関、団体のご協力が不可欠と考えております。

つきましては、業務ご多忙の中甚だ恐縮に存じますが、建設業取引適正化センターのリーフレットをご送付申し上げますので、お問い合わせ等があった場合にはご活用いただければ幸いに存じます。

なお、リーフレットの追加が必要な場合は、お手数ですが当機構までご連絡頂ければお送りいたします。

記

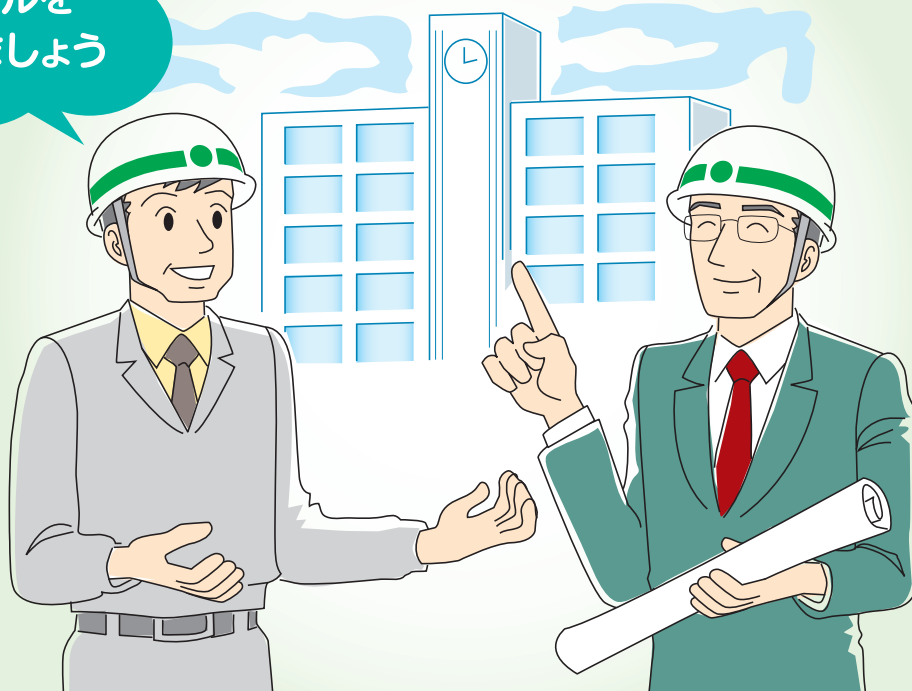
開設日 2024年4月1日～2025年3月31日
受付時間 9：30～17：00
(土日、祝日及び12月29日～翌年1月3日を除く)
場 所 センター東京
東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3階
電話 03-3239-5095 Fax 03-3239-5125
センター大阪
大阪府大阪市中央区上町A-12 上町セイワビル3階
電話 06-6767-3939 Fax 06-6767-5252

以上

建設業取引適正化センター

元請・下請間等に関するトラブルの相談窓口

適正な取引をして
トラブルを
なくしましょう



適正化センターでは建設工事の請負契約をめぐる
元請・下請間等のトラブル相談に応じます

建設工事の請負契約で困っていませんか？

- 代金の支払いをめぐるもめている。
- 下請代金の支払時に減額処理されて困っている。
- 一方的に下請代金額を決められてしまった。
- 建設業法に違反すると考えられる行為を受けている。 など

センター東京 TEL.03-3239-5095 FAX.03-3239-5125

センター大阪 TEL.06-6767-3939 FAX.06-6767-5252

【受付時間】9:30～17:00 (土日、祝日及び12/29～1/3を除く)

URL <https://tekitori.or.jp/pages/47/>



《相談業務の内容》

- 紛争解決や以後のトラブル防止に向けてのアドバイスを行います。
- 建設業法の説明や関係法令を所管している行政機関(厚生労働省・中小企業庁等)を紹介します。
- あっせん、調停、仲裁等を希望する方には紛争処理機関(建設工事紛争審査会等)を紹介し、また申請する際のアドバイスを行います。

《相談の方法》

- センター東京又はセンター大阪に電話されるか、所定の「相談申込書」に必要事項を記載してファックス又はメールでお送りください。「相談申込書」は、(公財)建設業適正取引推進機構のホームページ内の建設業取引適正化センターにあります。
- 弁護士、土木又は建築の専門家に相談することができます。相談日を調整のうえ、指定された日時にセンターまでお越しください。
- 相談料は無料で、相談時間は1時間以内となります。相談内容はトラブルの相手方や第三者に口外することはありません。

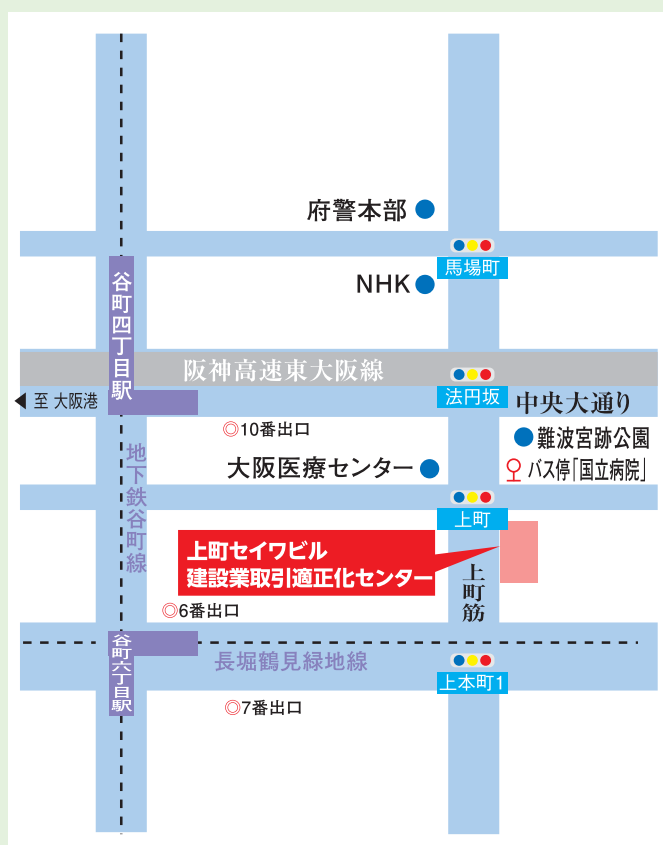


センター東京

〒102-0076

東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル3階

E-mail: tokyo@tekitori.or.jp



センター大阪

〒540-0005

大阪府大阪府中央区上町A-12 上町セイワビル3F

E-mail: osaka@tekitori.or.jp

公益財団法人 建設業適正取引推進機構

建設業取引適正化センター業務は国からの委託業務です